

(参考3) 事業再生ADR (ADR: 裁判外紛争解決手続) の概要

- 過剰債務に悩む企業の問題を解決するために、2007年に創設。
- 完全任意の私的整理によって事業再生を図る場合、話し合いが難航したり、一部債権者に負担を寄せられたりするといった課題が生じるのに対し、事業再生ADRでは、国が認定した公正中立な第三者の専門家 (特定認証紛争解決事業者) が債権者と債務者との間の調整を実施。
- 事業再生ADR中のつなぎ融資 (プレDIPファイナンス) の円滑化や商取引債権の優先弁済の円滑化に関する特例等も措置。

事業再生ADRの流れ

※スケジュールは目安。

